申立人らが相続により取得した帰還困難区域(富岡町)に所在する土地の財物 損害について、同土地の地目は畑であるものの、直接請求手続においては、そ のうちの一部賃貸されていた部分については宅地と同等の評価(その余は畑と しての評価)により賠償されていたところ、賃貸されていた部分以外も宅地造 成がされていることが航空写真から裏付けられることを考慮し、宅地の平米単 価を基準に評価額を算定し直し、立証の程度を考慮してその6割を乗じた額が 賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解すること とし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認す る。

財物損害 (不動産土地)

所 在 福島県双葉郡富岡町○○

地 積 2152.14㎡

2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、合計金2937万4129円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項記載の損害項目に係る財物について、仮に 本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払いにかか わらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対 して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被 申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付 する。

令和4年6月15日

(仲介委員 上妻 英一郎)